



中村ロータリークラブ

例会記録 (2013～2014)

会 長/大 塚 和 助
幹 事/稲 田 玲 子
会報委員長/門 田 勝 利

創 立/昭和38年10月2日
例会日/水曜日 12:30～13:30
例会場/新ロイヤルホテル 四万十
事務所/四万十市中村小姓町46番地 中村商工会館2F
TEL 0880-35-4551 FAX 0880-35-4553
●ホームページ <http://www.nakamura-rc.com/>

週報 No.2329

第2460回 平成25年10月30日(雨)

本日のプログラム: 会員スピーチ (職業奉仕月間)

11月6日のプログラム: 安光保二高知第Ⅱ分区ガバナー補佐

11月13日のプログラム: 会員スピーチ (ロータリー財団月間)

【会長挨拶】大塚会長

- ・朝晩急に寒くなりました。皆様風邪など引かないようお気をつけください。
- ・10月も明日で終わりますが、11月も一条大祭などたくさんのイベントがあります。はた博の一環として開催されます「四万十おきゃく映画祭」のご案内です。11月9日、新ロイヤルホテル四万十会場にて、「楽しまん！飲まん！お座敷大交流会」と題して、俳優の奥田瑛二さん、安藤桃子監督、酒場詩人の吉田類さんをお招きして賑やかに開催されます。皆さんもご参加の程よろしく願いいたします。

【幹事報告】 稲田幹事

- ・国際ロータリー日本事務局より
- 1) 11月のロータリーレート 1ドル=100円
- 2) 2013年規定審議会にて決定した日本語版ロータリークラブ定款がダウンロードできます。
- ・ガバナー事務局より
- 1) 「SAKUJI作戦」昨年につき推進のお願い

- 2) ロータリー財団地区管理セミナー開催のご案内 (次期会長、幹事、財団委員長)
12/23 (祝) 13:00～サンピアセリーズ
- ・ガバナーエレクト事務所より
次年度役員キット拝受
- ・高知県総務部政策企画課より「こうちふるさと寄附金」の礼状
- ・四万十市より「秋のおもてなし一斉清掃」参加の礼状

【委員会・会員発言】

青木親睦委員長

- ・明日(木) 18:30～厨房わかまつにて新会員の歓迎会を行います。(中越・和賀・加用会員) 多数のご出席をお願いします。
- ・来月中に四大奉仕別 家庭集会を開催してください。各委員長様よろしくお願いします。

杉本職業奉仕委員長

- ・今月は職業奉仕月間です。10月16日には一條神社にて職業訪問例会をさせていただきました。今日は会員の職業についてのスピーチがありますので、宜しくお願いします



【本日のプログラム】 会員スピーチ（職業奉仕月間）



■田辺 豊会員

先週より二週続けて皆様の前に立たせて頂きまして恐縮です。今日は職業についてのスピーチということなので、自分の職業についての話をさせていただきます。ロータリーではアイコンサルタントという会社名で業務の7割以上を官公庁からの委託による建設コンサルタントの仕事をしている会社です。主に建設会社が工事をするために必要な設計図を作成する仕事です。現地調査、計画、測量、設計を行います。今日は建設コンサルタントの詳しい話は次回の機会にしまして、コンサルの仕事と合わせて業務をしている土地家屋調査士の仕事について話をさせていただきます。

先週の例会で杉本職業奉仕委員長から、自分の職業についてのスピーチを頼まれ、皆様に身近な話題をと思い、土地、建物の登記のこと、土地の境界のことをお話をしようと高知県土地家屋調査士会の広報部に連絡をしたところ、皆様に土地家屋調査士の仕事を少しでも理解してもらいたいと言う事で、資料を送ってきました。走りばしりになると思うのですが、今日は漫画で分かる土地家屋調査士の資料に沿って簡単に話をさせていただきます。

まず、どうして登記をしなければならないか。民法177条「不動産の物権の変動の対抗要件」というのがありまして、不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従い登記をしなければ、第三者に対抗することができない。家を

建築した場合、その家には所有権が発生します。請負業者に代金を支払うことで、建築主に所有権が移ります。しかし、登記に関する法律の定めるところに従い登記をしなければ第三者に対抗することができないということについては、詳しく知られていません。例として、二重売買のケースがあるのですが、先に買った契約者と後に買った契約者がいたとした場合、後から買った者でも登記をすれば第三者に対して対抗力を持つことができます。それが、自分の土地だと主張することができるのです。だから、登記をしておかなければならないということです。漫画がありますので、たつお君のマイホームができるまでというのを見ていただくと、たつお君と里子さんがおじさんから土地を分けてもらい、登記手続きなどを土地家屋調査士の山田さんに相談しながら新居を建てるまでの物語です。（マンガ参照により説明）

登記の種類としては、土地に関する登記は、①土地分筆登記②土地合筆登記③土地地目変更登記④土地地積更生登記⑤土地表題登記があります。土地を分筆すると分筆登記、所有権移転、建物を建てたら建物表題登記、地目が変わると、地目変更登記をしていきます。漫画に描いてある登記の流れを説明させていただきました。走りばしりになったのですが、このような流れで登記は進めていきます。私ごとではありますが、今年、筆界調査委員の任命を受け、現在具同で2件筆界特定を行っています。また、去年ADR認定土地家屋調査士として試験に合格し、今年から弁護士と共に境界問題も解決するようになっていきますので、土地、建物の登記で困ったことや、土地の境界のことで問題になることがありましたら遠慮なく相談頂ければと思います。もちろん、相談料は頂きません。

以上です。どうもありがとうございました。

【ニコニコ箱】

大塚会長：今朝の商工会議所の折り込みチラシに稲田幹事が紹介されていました。大変良い笑顔でしたが本人は「写真が悪い！」と言っております。

大杉(幸)会員：先だって大塚会長、川村宮司には大変お世話になりました。お陰さまで絶好調。忘れかけていた国際交流に励めます。川村会員へ、これからは椅子の取扱いには充分気をつけます。

川村会員：先日は大勢のご来訪ありがとうございました。

越智会員：私の母校である今治西高校が秋の高校野球四国大会で優勝しました。甲子園出場の際にはご声援よろしくお願いします。

【出席報告】 ・ 会員総数52名（免除会員2名）
・ 本日の出席/36人 72% 先週の訂正 % → %